

姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱

昭和62年 6月20日

最終改正 令和 8年 3月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）及び競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）に規定する書類の様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 様式は、次のとおりとする。

(1) 設計金額通知書兼予定価格書

ア (様式第1号 低入札価格調査以外) 規則第6条関係

イ (様式第1号 低入札価格調査) 規則第6条関係

(2) 入札書

ア (様式第2号 工事請負等) 規則第8条関係

イ (様式第2号 物品調達) 規則第8条関係

(3) 入札見積結果表

ア (様式第3号 工事請負等・指名競争入札) 規則第11条関係

イ (様式第3号 物品調達) 規則第11条関係

ウ (様式第3号 工事請負等・一般競争入札) 規則第11条関係

(4) 開札結果表 (様式第4号) 規則第11条関係

(5) 業者登録申請書 (様式第5号) 告示第5項関係

(6) 業者登録名簿 (様式第6号) 告示第5項関係

(7) 契約書

ア (様式第7号 工事請負) 規則第25条関係

イ (様式第7号 物品調達) 規則第25条関係

ウ (様式第7号 測量、設計委託等) 規則第25条関係

エ (様式第7号 財産の売払い) 規則第25条関係

オ (様式第7号 物件の売払い) 規則第25条関係

(8) 請書

ア (様式第8号 工事請負) 規則第27条関係

イ (様式第8号 物品調達) 規則第27条関係

ウ (様式第8号 測量、設計委託等) 規則第27条関係

(9) 一部変更契約書

ア (様式第9号 工事請負) 規則第30条第2項関係

イ (様式第9号 物品調達) 規則第30条第2項関係

ウ (様式第9号 測量、設計委託等) 規則第30条第2項関係

(9)の2 一部変更請書

ア (様式第9号の2 工事請負) 規則第30条第2項関係

イ (様式第9号の2 物品調達) 規則第30条第2項関係

ウ (様式第9号の2 測量、設計委託等) 規則第30条第2項関係

- (10) 工事着手届及び現場代理人等選任届（様式第10号）規則第41条関係
- (10)の2 建設関連業務委託着手届及び技術者選任届（様式第10号の2）規則第41条関係
- (11) 工事等完了・進捗届（様式第11号）規則第47条、第54条関係
- (12) 工事等目的物引渡書（様式第12号）規則第51条第1項関係
- (13) 前金払・中間前金払申請書（様式第13号）規則第52条の2第2項、第7項及び第52条の3第1項関係
- (14) 前金払・中間前金払決定書（様式第14号）規則第52条の2第2項、第7項及び第52条の3第1項関係
- (15) 中間前金払認定請求書（様式第15号）規則第52条の2第6項及び第52条の3第1項関係
- (16) 工事履行報告書（中間前金払用）（様式第16号）規則第52条の2第6項及び第52条の3第1項関係
- (17) 中間前金払認定調書（様式第17号）規則第52条の2第6項及び第52条の3第1項関係

附 則

この要綱は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則（昭和63年9月30日）

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年4月25日）

この要綱は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成元年11月20日）

この要綱は、平成元年12月1日から施行する。

附 則（平成2年3月15日）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年6月27日）

1 この要綱は、平成2年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則（平成3年6月28日）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年1月29日）

この要綱は、平成4年1月29日から施行する。

附 則（平成5年10月1日）

1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成6年4月1日）

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 入札見積結果表の様式については、この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱様式第3号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 6 年 9 月 2 9 日）

- 1 この要綱は、平成 6 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 6 年 1 2 月 2 8 日）

- 1 この要綱は、平成 6 年 1 2 月 2 8 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 1 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成 8 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約で、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 1 0 9 号）による改正後の消費税法第 2 9 条の規定が適用される資産の譲渡等に係るものについて適用する。

附 則（平成 1 0 年 1 2 月 1 6 日）

この要綱は、平成 1 0 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 1 2 月 2 1 日）

この要綱は、平成 1 1 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 6 月 1 日）

この要綱は、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 6 月 3 0 日）

この要綱は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 7 月 1 日）

この要綱は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 3 1 日）

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 2 日）

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日）

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 9 日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 12 日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 7 号工事請負の第 48 条第 1 項第 1 号の改正規定、様式第 7 号物品調達第 13 条第 1 項第 1 号の改正規定及び様式第 7 号測量、設計委託等の第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の様式第 7 号工事請負の第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 50 条第 3 項の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 27 日）

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 27 日）

この要綱は、平成 28 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 16 日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の様式第 7 号工事請負の第 46 条の 2、第 47 条及び第 50 条、様式第 7 号物品調達第 12 条の 2 並びに様式第 7 号測量、設計委託等の第 14 条の 2 及び第 15 条の規定は、平成 29 年 1 月 26 日以後に締結する契約について適用する。
- 3 この要綱による改正後の様式第 7 号工事請負の第 48 条、様式第 7 号物品調達第 13 条及び様式第 7 号測量、設計委託等の第 15 条の 2 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則 (平成30年3月30日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月13日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月23日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月16日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の様式第7号及び様式第10号の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月24日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の様式第7号、様式第10号及び様式第10号の2の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 2 9 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の様式第 1 0 号の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 2 9 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 1 2 月 1 3 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 1 5 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の様式第 7 号の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 2 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の様式第 7 号及び様式第 9 号の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 2 5 日）

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 2 6 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告又は指名通知その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告又は指名通知その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 2 8 日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の様式第 2 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号の 2 から第 1 0 号の 2 まで及び第 1 7 号の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 2 7 日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の姫路市契約規則に規定する書類の様式に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。